

質問事項に対する回答書⑩

(件名)北陸自動車道 中之口川橋床版取替工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答																																							
1	6月14日	入札説明書 特記仕様書	11項 73項	第5 (4) 25-35-3	『技術提案内容により、見積対象とした単価項目で不要となった単価項目又は数量の増減が生じる単価項目については、単価、金額ともに記載しないものとし、新たに必要となるすべての費用を単価項目「高度技術提案に係る費用」に計上するものとする』と記載されています。 技術提案内容により、割掛先となっている単価項目が不要となった場合、または数量の増減が生じた場合、対象となる割掛項目は、すべて「高度技術提案に係る費用」に計上するのでしょうか。参考見積書(見積書データ様式2・3、及び4・5)の作成について、ご教示願います。	その通りです。参考見積書(見積書データ様式2・3、及び4・5)については、割掛先となっている単価項目が不要となった場合または数量の増減が生じた場合、その単価項目の単価、金額は記載せず、直工金額と割掛金額ともに、すべて「高度技術提案に係る費用」に計上してください。																																							
2	6月14日	設計図①(位置 図及び数量総 括表) 設計図③(橋梁 編)	2/13 225、227、 235、239、 245、278、 288、298、 308/687		設計図① 2/13 数量総括表(その1)には、小高高架橋 鋼橋 (上り線)鉄筋の数量がA1が9.673kg、B1が1.317kgと表記されておりますが、設計図③ 225、227、235、239、245、278、288、298、308/687の鉄筋表を確認しますと、A1が9.617kg、B1が1.373kgになると思われます。 鉄筋の数量について、ご教示願います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>図号</th> <th>AI</th> <th>BI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>225 / 687</td><td>9.715</td><td>1.159</td></tr> <tr><td>227 / 687</td><td>2.147</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>235 / 687</td><td>0.078</td><td>0.083</td></tr> <tr><td>239 / 687</td><td>0.078</td><td>0.083</td></tr> <tr><td>245 / 607</td><td>0.353</td><td>0.045</td></tr> <tr><td>278 / 607</td><td>0.368</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>288 / 687</td><td>0.365</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>298 / 607</td><td>0.365</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>308 / 687</td><td>0.150</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>図面表集計</td><td>9.617</td><td>1.373</td></tr> <tr><td>総括表引用</td><td>9.673</td><td>1.317</td></tr> <tr><td>差(集計引用)</td><td>-0.056</td><td>0.056</td></tr> </tbody> </table>	図号	AI	BI	225 / 687	9.715	1.159	227 / 687	2.147	0.000	235 / 687	0.078	0.083	239 / 687	0.078	0.083	245 / 607	0.353	0.045	278 / 607	0.368	0.000	288 / 687	0.365	0.000	298 / 607	0.365	0.000	308 / 687	0.150	0.000	図面表集計	9.617	1.373	総括表引用	9.673	1.317	差(集計引用)	-0.056	0.056	ご指摘のとおり、鉄筋A1の数量は9.617kg、鉄筋B1の数量は1.373kgとなります。設計図書を訂正いたしますので、後日、訂正公告をご確認ください。
図号	AI	BI																																											
225 / 687	9.715	1.159																																											
227 / 687	2.147	0.000																																											
235 / 687	0.078	0.083																																											
239 / 687	0.078	0.083																																											
245 / 607	0.353	0.045																																											
278 / 607	0.368	0.000																																											
288 / 687	0.365	0.000																																											
298 / 607	0.365	0.000																																											
308 / 687	0.150	0.000																																											
図面表集計	9.617	1.373																																											
総括表引用	9.673	1.317																																											
差(集計引用)	-0.056	0.056																																											
3	6月14日	設計図④(通信 管路移設計画 編)	3/16 7/16		設計図④ 3/16には、土工部の下り線路肩にB2-SC50(1)(橋梁・高架部に添架する管路)及びOB-A(橋梁高架部吊り添架するブルボックス)が表記されております。また、設計図④ 7/16には、土工部の上り線路肩にB2-SC50(1)40(1)及びOB-Aが表記されております。土工部の通信管路等の種別について、ご教示願います。	ご指摘いただいた土工部(上下線)の通信管路は、遮音壁に移設する計画としており橋梁・高架部の管路を使用します。なお、管路の取付け方法等の詳細については、特記仕様書25-36-3「設計」(2)設計の内容に記載のとおり、詳細設計にて検討することとします。																																							
4	6月14日	特記仕様書	78項	26-2	特記仕様書26-2割掛対象表の項目に示す工事の内容【試験費】試験舗装費には、「～規定に適合する材料及び機械を用いて行う試験舗装に要する費用」と表記されております。試験舗装に要する費用とは、舗装費、舗装の取壊し費、取壊したアスファルトの運搬費、処分費、工所用機械運搬費が含まれるという考えで宜しいでしょうか。ご教示願います。	その通りです。																																							
5	6月14日	特記仕様書 設計図③(橋梁 編)	P27 483、486、 493、496、 503、506、 513、516、 523、541、 549、 561/678	25-9-2	特記仕様書25-9-2 アスファルト混合物の種別「アスファルトコンクリート基層工(t=3.5cm)の施工内容には「～基層用混合物を舗装するもの」とあり、特記仕様書25-9-3材料および基準アスファルトの種別では、基層用混合物は「ストレートアスファルト(60～80)」と表記されておりますが、設計図③(橋梁編)483、486、493、496、503、506、513、516、523、541、549、561/678に表記されている数量表には、レベリング層(t=3.5cm)の備考欄にFB13と表記されております。アスファルトコンクリート基層工(t=3.5cm)は、特記仕様書の通り、基層用混合物(ストレートアスファルト(60～80))を用いて施工すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	アスファルトコンクリート基層工(t=3.5cm)は、特記仕様書25-9-2「アスファルト混合物の種別」に記載のとおり、中央分離帯部の拡幅した箇所の基層工であり、基層用混合物(ストレートアスファルト(60～80))を用いて施工することを想定しています。設計図③(橋梁編)の数量表の記載を訂正いたしますので、後日、訂正公告をご確認ください。																																							
6	6月14日	特記仕様書 設計図③(橋梁 編)	P27 309、 319/678	25-9-2	特記仕様書25-9-2 アスファルト混合物の種別「アスファルトコンクリート基層工(t=4.0cm)の施工内容には「～厚さ4cmの橋梁レベリング層用混合物FB13を夜間に舗装するもの」と表記されておりますが、設計図③(橋梁編)309、319/678には、レベリング工(t=3.5～5.5cm)と表記されております。アスファルトコンクリート基層工(t=4.0cm)は、特記仕様書の通り、t=4cmで施工すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	その通りです。																																							

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
7	6月14日	単価表	B-5頁	58、59	単価表番号58、59の区分内容は、道路横断部にPS管を埋設となっており、埋設前にアスファルト舗装版取壊し(Type A)(N)(単価表番号92)を行う必要があると思われます。単価表番号58、59は、夜間作業と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	単価表番号58、59は、床版取替を実施する際の作業範囲内での昼間作業を想定しております。
8	6月14日	単価表 特記仕様書	B-16頁 67頁	188、189 25-32-2	単価表番号188、189の区分内容は、道路横断部の既設通信管路の撤去となっており、撤去前にアスファルト舗装版取壊し(Type A)(N)(単価表番号92)を行う必要があると思われます。単価表番号188、189は、夜間作業と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	単価表番号188、189は、床版取替を実施する際の作業範囲内での昼間作業を想定しております。
9	6月14日	特記仕様書	66～69頁 7～9頁	25-31 25-32 8-5、8-6	通信管路等移設工及び通信管路等撤去工には、特記仕様書8-6(2)に規定する作業箇所での作業があると思われます。この場合は、8-6(2)の規制可能時間帯での作業と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書8-6「交通規制可能時間」(2)一般道路に記載する「規制可能時間帯」は、表の「単価表の項目」に示している作業内容について規定しているものであり、通信管路等移設工及び通信管路等撤去工については、これによらず8-5「作業時間」に規定する作業時間での作業とします。
10	6月14日	設計図④(通信 管路移設計画 編)	5/16 6/16		設計図④ 撤去図5～6/16には、橋梁・高架部の下り線中央分離帯の既設ハンドホールCE-ST1(土工部用プレキャストハンドホール)を撤去すると表記されております。また、設計図③(橋梁編_5)通信管路撤去図405～406、414～415、428～431/687では、C2、C1などのハンドホールが表記されております。橋梁・高架部の撤去する既設ハンドホールの種別について、ご教示願います。	設計図③(橋梁編)に記載されているC1、C2が正となります。設計図④(通信管路移設計画編)の表記を訂正いたしますので、後日、訂正公告をご確認ください。
11	6月14日	特記仕様書	13頁	14-1	残存物件に関する事項の品名にある通信管路等に土工部用プレキャストハンドホールは含まれていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	土工部用プレキャストハンドホールは、特記仕様書17「再生資源及び建設副産物の活用」に記載されている「コンクリート塊」に含まれます。特記仕様書を訂正いたしますので、後日、訂正公告をご確認ください。